



# くすのき



No. 28

H27年8月発行

## ◆夏休みPTA特別補導◆

夏休みは子どもたちの心が開放的になり、犯罪の被害に遭ったり、問題行動を起こしたりしやすい時期です。この期間に市内の小中学校では保護者と先生方が一緒になって、学区内の子どもたちが集まりやすい場所や大型店などを中心に、見回り・補導活動をしています。

活動中に子どもたちを補導するような場面はほとんどありませんが、腕章を付けていただき、大型店やゲームセンターなどを見回っていただいている姿が、様々な形で子どもたちの目に入り、問題行動の抑止につながっていると思います。これは、地域補導員さんが毎月行っている合同補導も同じです。健全育成協力店に出向くと、「時々見回りをしていただけると大変ありがたい」というお話をよく耳にします。蒲郡警察署によると市内の青少年の犯罪状況は、

◆七・八月は青少年の非行・被害防止に  
取り組む県民運動実施期間です◆

大変落ち着いているとのこと。子どもたちを見守るこうした地道な活動も、大きな役割を果たしていただくとおもいます。今後ともよろしくお願いいたします。



## ◆市内の犯罪少年・不良行為少年補導状況◆

資料は、蒲郡警察署の少年係から提供していただいています。最近3年間の上半期の補導状況を比較してみました。なお、( )内の数字は女子の人数で、内数で示しています。

		年(1~6月)	27	26	25
犯罪少年	刑法犯	粗暴犯	5(0)	2(0)	0(0)
		窃盗犯	6(0)	4(0)	5(2)
		占有離脱物横領	1(0)	1(1)	3(1)
		その他	3(0)	0(0)	1(0)
	特別法犯	3(0)	1(0)	4(0)	
	合計	18(0)	8(1)	13(3)	
不良行為少年		喫煙	119(0)	120(2)	104(4)
		深夜徘徊	206(17)	309(23)	200(29)
		粗暴行為	0(0)	13(0)	0(0)
		その他	10(0)	18(6)	12(1)
		合計	334(17)	447(31)	316(34)

犯罪少年は、刑法等に触れるような罪を犯した少年のこと。不良行為少年は、法を犯してはいないが注意が必要な少年のこと。粗暴犯が増えてきているのが気になります。ちなみに、未成年者の喫煙や飲酒は法により禁じられていますが、吸った(飲んだ)本人は犯罪者にはなりません。罪に問われるのは親権者、監督者、販売者(経営者・使用人等)だそうです。

## 9月の補導予定

大塚班 18日(金) 18:00 大塚公民館  
 三谷班 18日(金) 18:30 三谷公民館  
 蒲郡班 4日(金) 16:30 勤労福祉会館  
 中部班 18日(金) 18:00 西部小  
 塩津班 18日(金) 18:00 塩津公民館  
 形原班 18日(金) 19:00 クラス橋球場  
 西浦班 4日(金) 17:20 西浦駅

9月9日の補導班長会で、地域補導員さんの報酬を班長さんへまとめてお渡しします。9日以降に補導がある地域補導員さんは、認印をご持参の上、集合場所にお集まりください。  
 (朱肉を使う印鑑をお持ちください。)



◆編集後記◆ 天候不順であまり気温が上がらなかった6、7月でしたが、夏休み入ると同時に梅雨明けし、気温も一気に急上昇しました。ちょうど小学校では球技指導会、中学校では夏季市内総体が実施されるため熱中症の心配がされましたが、無事に終了することができました。さすがに日ごろから練習に励み、からだを鍛えているからでしょうか。長い夏休みは、まだまだ続きます。交通事故や水の事故から身を守ることはもちろん、健康にも気をつけ、楽しく充実した夏休みであってほしいものです。

